

平成20年度主要な政策に係る評価書要旨

評価実施時期：平成20年7月

担当部局課室名：総合通信基盤局電波利用料企画室

施策名	電波利用料財源電波監視等の実施	政策体系上の位置付け (情報通信(ICT政策))政策14
施策の概要	<p>電波利用共益事務は、電波法第103条の2第4項に規定されているが、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するもの。</p> <p>また、電波利用料の予算額については、毎年度予算要求の過程において、財務省との調整を経て政府案として策定されており、また、3年毎の電波利用料の見直しの際、公開による研究会の開催や、パブリックコメントの募集など、電波利用共益事務として適切なものについてオープンなプロセスを経ているなど、効率性、有効性等について事前の検討を実施。</p>	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波の適正な利用の確保のため、電波利用共益事務を確実に実施している。 ・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加している。 ・電波利用が拡大する中、新たな無線システムも順調に導入されている。 ・重要無線通信への妨害が発生した場合には、これを排除するため迅速に措置を講じている。 ・電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を適切に講じている。 ・電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう、販売店へ要請を行っている。 ・電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加している。 ・新たな周波数需要に的確に対応するため電波資源拡大のための研究開発を着実に実施している。 ・電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行うため、周波数逼迫対策技術試験事務を着実に実施している。 ・電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保するため、無線システム普及支援事業を着実に実施している。 <p>(必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電波利用共益事務は、その実施により、電波法全体の目的である「電波の公平かつ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進すること」に資するものであるため行政が実施し、その必要性は認められる。 <p>(有効性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無線局数については、電波利用の拡大に伴い、周波数が逼迫している中においても増加していることから、有効性があると認められる。 ・新たな無線システムの導入状況は、電波利用が拡大する中においても新たな無線システムが順調に導入されていることから、有効性があると認められる。 ・重要無線通信妨害への対応状況は、これを排除するため迅速に措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。 	

- ・不法無線局、違法無線局への対応状況は、電波利用環境の維持に向けて、不法無線局等に対して、必要な措置を講じ、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・電波利用環境の保護のための周知・啓発活動状況は、電波利用のルールに違反する行為の未然の防止を図るため、各種メディアを活用し、電波利用ルールの周知・啓発を行い、また、適法な無線機を取り扱うよう販売店へ要請を行っており、電波利用の適正化が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線局の免許申請、再免許申請のオンライン利用状況は、申請者の利便性の向上を図り電子申請による無線局の免許申請、再免許申請が順調に増加しており、有効性があると認められる。
- ・電波資源拡大のための研究開発の実施状況は、新たな周波数需要に的確に対応するために実施されており、電波の有効利用の促進に寄与していることから、有効性があると認められる。
- ・周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況は、電波を有効に利用できる実現性の高い技術について技術的検討を行い電波の有効利用の促進が図られていることから、有効性があると認められる。
- ・無線システム普及支援事業実施状況は、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波利用の拡大に寄与していることから、有効性があると認められる。

(効率性)

電波利用料の予算については、毎年度予算要求の過程において、財務省の査定を経て政府予算案として策定され、国会において承認されているものであり、事前に効率性についての検討を実施し、事業を実施しているものである。

(反映の方向性)

電波利用共益事務の実施に当たっては、その実施状況の報告を公表するなど更なる透明化の向上に取り組む。

関係する	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	規制改革・民間開放推進3か年計画（再改定）	平成18年3月31日	電波利用料制度について、電波利用料の性格についての見直しも含め、抜本的に制度を見直す。

政策14 電波利用料財源電波監視等の実施

基本目標

電波の適正な利用の確保

電波の適正な利用の確保に関し、電波監視等無線局全体の受益を直接的な目的として行う事務(電波利用共益事務)の確実な実施を推進する。

電波利用の適正化 電波の有効利用の促進 電波利用の拡大

混信・妨害の排除

不法無線局の
探査・取締り
参考指標:不法・違法無線局への対応状況、重要無線通信妨害への対応状況、電波利用環境保護のための周知・啓発活動

電波監視業務の実施
電波監視施設の維持運用
(監視管理室)

無線局申請処理の迅速化、効率化、周波数利用可能性の公表等による申請者の利便性向上

無線局に関するデータベース構築
参考指標:無線局数の推移

総合無線局監視システム構築・運用
(電波利用料企画室)

電波資源の拡大

周波数の効率利用、共同利用、未利用周波数帯の研究開発
参考指標:電波資源拡大のための研究開発の実施状況

電波資源拡大のための研究開発
(電波政策課)

電波の逼迫状況解消
参考指標:新たな無線システムの導入状況

電波のより能率的な利用に資する技術基準の策定
参考指標:周波数逼迫対策技術試験事務の実施状況

周波数逼迫対策技術試験事務
(電波政策課)

特定周波数変更による再利用可能な周波数の創出

特定周波数変更対策業務
(電波政策課)

電波不感地帯での携帯電話用有線伝送路の整備
参考指標:無線システム普及支援事業の実施状況

無線システム普及支援業務
(移動通信課)

下位レベルの施策